

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No.1

【根拠条文】 法第27条の25第1項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 ニッポン・アクティブ・バリュー・ファンド（NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC）
取締役会会長 ローズマリー・モーガン（Rosemary Morgan）

【住所又は本店所在地】 イギリス連合王国ロンドン市ジェームズストリート46-48 4階（4th floor, 46 -
48 James Street, London, U.K.）

【報告義務発生日】 2025年11月7日

【提出日】 2025年11月14日

【提出者及び共同保有者の総 2
数（名）】

【提出形態】 連名

【変更報告書提出事由】 株券等保有割合が1%以上減少したこと
提出者1単体の株式等保有割合が1%以上減少したこと

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	日本精化株式会社
証券コード	4362
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所プライム市場

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	ニッポン・アクティブ・バリュー・ファンド (NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC)
住所又は本店所在地	イギリス連合王国ロンドン市ジェームズストリート46-48 4階 (4th floor, 46 - 48 James Street, London, U.K.)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	2019年10月22日
代表者氏名	ローズマリー・モーガン
代表者役職	取締役会会長
事業内容	金融商品投資業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	日比谷中田法律事務所 弁護士 早川 大樹
電話番号	03-5532-3111

(2)【保有目的】

投資及び経営陣に対する経営の助言並びに状況に応じて重要提案行為等を行うこと。特に、ニッポン・アクティブ・バリュー・ファンドは、発行会社の財務的健全性及び市場での地位が株価に反映されていないと考えており、全ての株主のために株式価値を高めるための方法を話し合うことを目的とし、発行会社の経営陣に対して対話を要求する場合がある。

(3) 【重要提案行為等】

状況に応じ、①潜在的な利益相反回避のため、より一層透明性の高い管理体制を求め、一般の少数株主等の意見を尊重する独立取締役の選任を求めるなどの役員構成の変更、②株式価値向上のための増配など配当方針の変更、自社株買いなど資本政策への変更、③その他提出者が発行者の株主価値向上につながると考えるあらゆる合理的な措置、に関する重要提案行為等を行う可能性がある。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	689,300		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 689,300	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） (O+P+Q-R-S)	T		689,300
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） (2025年10月31日現在)	V 25,372,447
上記提出者の株券等保有割合（%） (T/ (U+V) ×100)	2.72
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）	3.94

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2025年9月9日	普通	800	0.00	市場内	処分	

2025年9月10日	普通	100	0.00	市場内	処分	
2025年9月11日	普通	200	0.00	市場内	処分	
2025年9月17日	普通	400	0.00	市場内	処分	
2025年9月18日	普通	7,700	0.03	市場内	処分	
2025年9月19日	普通	15,400	0.06	市場内	処分	
2025年9月22日	普通	6,700	0.03	市場内	処分	
2025年9月24日	普通	6,200	0.02	市場内	処分	
2025年9月25日	普通	5,000	0.02	市場内	処分	
2025年9月26日	普通	9,900	0.04	市場内	処分	
2025年9月29日	普通	600	0.00	市場内	処分	
2025年9月30日	普通	800	0.00	市場内	処分	
2025年10月7日	普通	1,200	0.00	市場内	処分	
2025年10月8日	普通	1,200	0.00	市場内	処分	
2025年10月21日	普通	4,500	0.02	市場内	処分	
2025年10月23日	普通	100	0.00	市場内	処分	
2025年10月24日	普通	4,500	0.02	市場内	処分	
2025年10月27日	普通	11,000	0.04	市場内	処分	
2025年10月28日	普通	3,900	0.02	市場内	処分	
2025年11月4日	普通	50,800	0.20	市場内	処分	
2025年11月5日	普通	34,100	0.13	市場内	処分	
2025年11月6日	普通	39,300	0.15	市場内	処分	
2025年11月7日	普通	86,700	0.34	市場内	処分	

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

発行会社の普通株式の取得について、提出者1及び提出者2は共同して行うことを合意している。

(7) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (W) (千円)	
借入金額計 (X) (千円)	
その他金額計 (Y) (千円)	964,481
上記 (Y) の内訳	ファンドの資金
取得資金合計 (千円) (W+X+Y)	964,481

② 【借入金の内訳】

名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)

③【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

2【提出者（大量保有者）／2】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	エヌエーブイエフ・セレクト・エルエルシー（NAVF Select LLC）
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国デラウェア州ニューキャッスル・カウンティ、ウィルミントン、リトルフォールドライブ251 (251 Little Falls Drive, Wilmington, New Castle County, Delaware USA)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	2021年4月26日
代表者氏名	ジェームズ・ビー・ローゼンワルド三世（James B. Rosenwald III）
代表者役職	提出者のマネージャーであるダルトン・インベストメンツ・インクのチーフ・インベストメント・オフィサー
事業内容	金融商品投資業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	日比谷中田法律事務所 弁護士 早川 大樹
電話番号	03-5532-3111

(2)【保有目的】

投資及び経営陣に対する経営の助言並びに状況に応じて重要提案行為等を行うこと。特に、エヌエーブイエフ・セレクト・エルエルシーは、発行会社の財務的健全性及び市場での地位が株価に反映されていないと考えており、全ての株主のために株式価値を高めるための方法を話し合うことを目的とし、発行会社の経営陣に対して対話を要求する場合がある。

(3)【重要提案行為等】

状況に応じ、①潜在的な利益相反回避のため、より一層透明性の高い管理体制を求め、一般の少数株主等の意見を尊重する独立取締役の選任を求めるなどの役員構成の変更、②株式価値向上のための増配など配当方針の変更、自社株買いなど資本政策への変更、③その他提出者が発行者の株主価値向上につながると考えるあらゆる合理的な措置、に関する重要提案行為等を行う可能性がある。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	276,900		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 276,900	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） (O+P+Q-R-S)	T 276,900		
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2025年10月31日現在）	V 25,372,447
上記提出者の株券等保有割合（%） (T/ (U+V) ×100)	1.09
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）	1.07

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2025年9月9日	普通	200	0.00	市場内	処分	

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

発行会社の普通株式の取得について、提出者1及び提出者2は共同して行うことを合意している。
--

(7) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (W) (千円)	544,255
借入金額計 (X) (千円)	
その他金額計 (Y) (千円)	
上記 (Y) の内訳	ファンドの資金
取得資金合計 (千円) (W+X+Y)	544,255

② 【借入金の内訳】

名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)

③ 【借入先の名称等】

名称 (支店名)	代表者氏名	所在地

第3 【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4 【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1 【提出者及び共同保有者】

- (1) ニッポン・アクティブ・バリュー・ファンド (NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC)
- (2) エヌエーブイエフ・セレクト・エルエルシー (NAVF Select LLC)

2 【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1) 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	966,200		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券 (株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計 (株・口)	O 966,200	P	Q

信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R	
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S	
保有株券等の数（総数） (0+P+Q-R-S)	T	966,200
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U	

（２）【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） (2025年10月31日現在)	V	25,372,447
上記提出者の株券等保有割合（％） (T/ (U+V) ×100)		3.81
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		5.01

（３）【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数（総数） （株・口）	株券等保有割合（％）
ニッポン・アクティブ・バリュー・ファン ド（NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC）	689,300	2.72
エヌエービーエフ・セレクト・エルエル シー（NAVF Select LLC）	276,900	1.09
合計	966,200	3.81